

# 《福祉企画課》

## 1 社会福祉一般について

高齢者、障害者等、すべての人が住み慣れた地域で心豊かに生き生きとした生活ができる地域社会を築くため、広く地域住民の参加を求めて地域の福祉推進のため諸事業を展開する。

### (1) 民生委員・(主任)児童委員

【根拠法令：民生委員法】

① 民生委員・(主任)児童委員の定数 (人)

区 分	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	東伯郡計
民生委員 児童委員	132	33	44	61	42	180
主任児童委員	26	2	6	4	4	16

② 中部民生児童委員協議会と連携し、委員のための研修会を実施するとともに県及び町民生児童委員協議会との連絡調整等を行う。

ア 研修会

(ア) 全員研修会

管内の民生委員・児童委員の資質向上を図るため、全員を対象として年1回開催する。

(イ) 会長・副会長社会福祉施設等視察研修

管内の各民児協会長、副会長が社会福祉施設等を視察し、社会福祉への理解を深める。

イ 町民児協の活動状況の把握

管内の各町民児協の活動状況及び活動にあたっての問題の把握に努める。

ウ 情報交換会

相互理解と連携、協働と互助を図ることを目的として、管内の各民児協会長と主任児童委員との情報交換会を開催する。

③ 一斉改選(平成19年12月1日)

3年に一度の一斉改選が行われる。

### (2) 社会福祉法人(設立認可等)

【根拠法令：社会福祉法】

社会福祉法に規定された第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の実施について、新たに社会福祉法人の設立を要する場合、本庁所管課と連絡を取りながら事前相談、事前協議書の作成、法人設立、事業変更に伴う定款変更等の相談・指導を行う。また、社会福祉法人のうち社会福祉協議会については、毎年度事業実施や決算状況の報告(現況報告書)を受け、経営状況の把握に努める。

### (3) 日本赤十字社活動

【根拠法令：日本赤十字社法】

日本赤十字社鳥取県支部中部地区の事務局として、管内分区の社資募集の督励及び罹災者に対する見舞品の贈呈を行う。

ア 社資募集

日赤社資募集は、毎年度、町分区の協力により完納され、目標額を上回る成績を上げており、平成19年度も目標達成を目指す。

イ 小災害罹災者に対する見舞品の贈呈

災害救助法の適用基準に達しない場合は、日赤独自の施策として「小災害罹災者に対する見舞品の贈呈内規」に基づき、小災害罹災者に対して世帯構成に応じ毛布及びタオルセット、日用品セット、鍋並びに中部地区独自の見舞品として電気ポット、見舞金を贈呈して激励する。

#### (4) 社会福祉施設等の指導監査

社会福祉サービスの利用者の利益の保護を目的とし、施設の設定規模、福祉サービスの提供方法、利用者等からの苦情への対応、その他施設運営について必要とされる最低の基準を確保するため、県本庁及び局内関係各係（共管業務）と連携して施設等の指導監査を行う。

##### ア 市町社会福祉協議会（法人監査）【根拠法：社会福祉法】

〔監査実施割合〕管内の各市町社協：1年に1回実施

〔管内の社協数〕5

##### イ 児童福祉行政指導監査【根拠法令：児童福祉法】

〔監査実施割合〕

〔管内の施設数〕

管内の各保育所（園）：3年に1回実施 保育所（園）市部：24 郡部：31

〃 児童館：2年に1回実施 児童館 郡部：6

児童福祉実施機関（市町）：1年に1回実施 児童福祉実施機関：各市町

##### ウ 障害者（児）施設指導監査

【根拠法令：社会福祉法、知的・身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】

〔監査実施割合〕

〔管内の施設・事業者数〕

知的・身体障害者（児）施設：2年に1回 知的・身体：16（知的9、身体5、障害児2）

精神障害者社会復帰施設：2年に1回 精神：3

指定障害福祉サービス事業者（所）：3年に1回 指定事業者：31

#### (5) 介護保険について

【根拠法令：介護保険法】

##### ① 市町への支援

区分	支援内容及び方法等	備考
介護保険担当国会議の開催	介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険担当者連絡会議を開催する。	随時
市町介護保険事業計画及び老人保険福祉計画に係る推進組織への参画	市町からの求めに応じ、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の推進委員会等へ参画し、計画推進に関する支援を行なう。	随時
地域包括支援センター活動支援	地域包括支援センター機能強化のため、圏域連絡会議を開催する。 市町からの求めに応じ、地域包括支援センター運営協議会へ参画し、運営に関する支援を行なう。	随時

##### ② 介護サービス事業者の指定及び監査の実施等

###### ア 概要

介護サービスを提供する指定事業者の確保について、新規参入事業者の指定申請、指定更新申請及び変更届等の受付を行うとともに、事業者に対し必要な助言・指導を行う。

また、介護サービス事業者の適正な運営及び介護サービスの質の確保・向上を図るとともに、適正な介護給付を確保するため、県本庁及び保険者である市町と連携して介護サービス事業者への指導監査を実施する。

## イ 介護サービス事業者の指定状況

(平成19年3月31日現在)

居宅サービス事業所・介護保険施設	件数	介護予防サービス事業所	件数
訪問介護	24	予防訪問介護	22
訪問入浴介護	8	予防訪問入浴介護	3
訪問看護	57	予防訪問看護	55
訪問リハビリテーション	36	予防訪問リハビリテーション	36
居宅療養管理指導	114	予防居宅療養管理指導	114
通所介護	30	予防通所介護	30
通所リハビリテーション	13	予防通所リハビリテーション	13
短期入所生活介護（ショートステイ）	8	予防短期入所生活介護（ショートステイ）	8
短期入所療養介護（ショートステイ）	11	予防短期入所療養介護（ショートステイ）	11
特定施設入居者生活介護	1	予防特定施設入居者生活介護	1
福祉用具貸与	10	予防福祉用具貸与	7
特定福祉用具販売	5	予防特定福祉用具販売	5
居宅介護支援	41	<b>介護予防サービス小計</b>	<b>305</b>
<b>居宅サービス事業所小計</b>	<b>358</b>		
介護老人福祉施設	6		
介護老人保健施設	8		
介護療養型医療施設	3		
<b>介護保険施設小計</b>	<b>17</b>	<b>合計</b>	<b>680</b>

## ③ 鳥取県介護保険審査会

## ア 概要

市町が行った要介護認定に関する処分についての不服申立の審理・裁決を行うため、第三者機関として鳥取県介護保険審査会（中部合議体）を当局内に設置している。

## イ 不服申立の手続き

要介護認定に不服があるときは、申請書により当局へ審査請求の申立を行う。

なお、保険料滞納に関する処分など要介護認定に関するもの以外の不服申立については、県本庁に設置されている介護保険審査会で処理する。

## ウ 審査請求状況

平成18年度受理件数：1件

## ④ 介護保険に係る苦情処理

介護保険に関するあらゆる苦情や相談を受け付け、県本庁、市町及び鳥取県国民健康保険団体連合会と連携して対応する。

## 2 福祉のまちづくりについて

## 【根拠法令：鳥取県福祉のまちづくり条例】

本県では、高齢者、障害者、妊産婦等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、だれもが自らの意思で行動でき、社会参加できるまちづくりを進めるために、「鳥取県福祉のまちづくり条例」を平成8年10月に制定し、その推進を図っている。

福祉のまちづくり条例整備基準に適合する公共的施設について、その所有者等から請求があり、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めた場合には「鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証」を交付している。この適合証は、すべての人々が安心して利用できる施設の指標となるものである。

中部管内の適合証交付件数は、69件である（平成19年3月31日現在）。

### 3 統計調査

国の委託による社会福祉及び保健の各種統計調査等を実施し、管内の社会福祉及び保健行政推進の基礎資料とする。

調査名	実施予定時期	調査内容等
人口動態統計調査	毎月	出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握する。
地域保健・老人保健事業報告	4～5月	管内における地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を把握する。
国民生活基礎調査 (世帯票・健康票・介護票) (所得票・貯蓄票)	6月 7日 7月12日	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする。
社会福祉施設等調査 (3年に1回の精密調査)	10月 1日	精密調査実施年に当たるため、社会福祉施設等の数、所在者の状況等の基本事項に加え、施設の構造、設備、運営の実態等を詳細に把握する。
第2回中高年者縦断調査	11月上旬	健康・就業・社会活動について意識面、事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性を把握する。
第6回 21世紀成年者縦断調査	11月上旬	結婚・出産・就業等の実態及び意識の経年変化の状況を把握する。